

令和6年6月28日  
児童相談支援課

臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）の  
検討状況について

1 主旨

「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～令和11年度（以下、「計画」という。）」（中間見直し）については、策定にあたっての考え方について、令和6年1月に、世田谷区児童福祉審議会に諮問し、令和6年2月に、児童福祉審議会のもとに臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）を設置し、検討を進めており、この間の検討状況について報告する。

2 検討体制

|   | 氏名     | 所属等                       |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 明石 眞弓  | 世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長 |
| 2 | 池田 清貴  | 弁護士                       |
| 3 | ◎ 川松 亮 | 明星大学人文学部福祉実践学科 常勤教授       |
| 4 | 田中 れいか | 一般社団法人たすけあい 代表理事          |
| 5 | 能登 和子  | NPO 法人東京養育家庭の会 理事長        |
| 6 | 平本 玲子  | 東京恵明学園乳児部 施設長             |
| 7 | 松田 雄年  | 児童養護施設 東京家庭学校 校長          |
| 8 | 松原 康雄  | 明治学院大学 名誉教授               |
| 9 | 山本 真知子 | 大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科 准教授    |

（五十音順、敬称略、◎部会長）

3 これまでの検討状況

| 部会  | 時期       | 議事内容                                        |
|-----|----------|---------------------------------------------|
| 第1回 | 2月28日（水） | ・現行計画の取組み状況の評価・検証について                       |
| 第2回 | 3月25日（月） | ・現行計画の取組み状況の評価・検証について<br>・ヒアリングの実施方法についての検討 |
| 第3回 | 4月14日（日） | ・支援者ヒアリング（里親、児童養護施設等職員）                     |
|     | 5月8日（水）  | ・当事者ヒアリング（一時保護所入所児童）                        |
|     | 5月12日（日） | ・当事者ヒアリング（児童養護施設退所者等）                       |
| 第4回 | 5月20日（月） | ・骨子案（案）について                                 |
|     | 6月15日（土） | ・当事者ヒアリング（児童養護施設入所児童）                       |
|     | 6月16日（日） | ・当事者ヒアリング（里子）                               |

4 計画（中間見直し）（骨子案）について

別添「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）（骨子案）」のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年 7月 第5回児童福祉審議会臨時部会（素案の検討）  
児童福祉審議会委員に計画（素案）についての書面照会
- 9月 区民意見募集
- 10月 第6回児童福祉審議会臨時部会（案の検討）
- 11月 第7回児童福祉審議会臨時部会（案の検討）
- 12月 児童福祉審議会（答申）
- 令和7年 3月 計画策定



# 世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）

## 【令和7～11年度】

### 骨子案

令和6年6月20日更新【第4回臨時部会資料】



# 1 計画の位置づけ

## 【計画の位置づけ】

- ◆ 子どもの最善の利益の実現に向け、「**家庭養育優先原則**」と「**パーマネンシ 保障の理念**」にもとづき、支援が必要な子どもと子育て家庭を支える環境の充実を図るために、世田谷区の社会的養育の推進に関する今後6年間の取組みをまとめた計画。
- ◆ 国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」を踏まえ、「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）【計画期間：令和3～11年度】」の中間見直し計画として策定するもの。
- ◆ こども基本法の「市町村こども計画」に位置付けられている「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）【計画期間：令和7～16年度】」との整合性を図る。

## 【計画期間】

令和7年度～令和11年度まで（5年間）

## 【計画の進行管理】

- ◆ 「資源の必要量」「現在の取組状況」「整備すべき見込量」「評価のための指標」を設定する。
- ◆ ただし、数値目標を単に達成すれば良いものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であり、その点に留意する。（そのためにも「子どもの声」をしっかりと聴いていく姿勢を持つ。）
- ◆ 計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を世田谷区児童福祉審議会に報告する。
- ◆ 自己点検・評価によって明らかになった課題等については、取組みの見直しを図り、適切なPDCAの運用を図る。

## 2 計画の理念・目指すべき姿

### 1 経緯

- ◆ 世田谷区では、令和2年4月に特別区初の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきたところである。
- ◆ 国では、平成28年の改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記された。その後、全国における児童虐待の相談対応件数の増加や、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、令和4年の改正児童福祉法においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護の図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずる内容の改正が行われた。

### 2 検討にあたってのポイント(考え方)

**現行** 世田谷区社会的養育推進計画の「理念」・「目指すべき姿」

区は、子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進するとともに、家庭への養育支援から代替養育までを通じた、社会的養育の体制整備に一貫して取り組み、平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指します。

- 現行計画の考え方（**家庭への養育支援から代替養育までを通じた**社会的養育の体制整備 + **子どもの最善の利益**を優先 + **地域**で子どもを守るまち）を引き継ぐ。
- 現行計画の「理念」・「目指すべき姿」は、**行政が**取り組みを推進することで達成できる「目指すべき姿」になっているので、**今を生きる子どもを主体にした**「目指すべき姿」にする。
- 「子どもの命と権利を守るセーフティネット」の考え方を引き継ぎつつ、子どもは大人から「守られる存在」だけでなく、「権利の主体」であるという考え方も含めていく。
- 「理念」・「目指すべき姿」を達成するための「**基本的な考え方**」を新たに定め、「基本的な考え方」の中に、家庭への養育支援（予防的支援）と代替養育が必要な子どもへの支援についての基本方針を定める。

## 2 計画の理念・目指すべき姿

調整中

### 3 事務局(案)

#### NEW 「理念」・「目指すべき姿」

社会全体で子どもを育み、子どもの権利が保障され、子どもが安全・安心に「すこやかに成長し、暮らしていけるまち・せたがや」を目指します

#### NEW 「基本的な考え方」

子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、家庭の養育環境の支援に取り組み、地域で子どもと子育て家庭を支える虐待予防の取組みを一層推進します

代替養育を必要とする子どもが、できる限り良好な家庭的環境で養育され、自己肯定感を向上できるよう、子どもの最善の利益が保障された取組みを一層推進します

### 3 計画の構成（案）

#### 【検討にあたってのポイント】

- ◆ 改正児童福祉法（令和6年4月施行）において、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。

「社会的養育の基本理念」が、「**子どもの最善の利益のため**」であることから、改正児童福祉法の趣旨も踏まえ、「**子どもの権利**」に主眼を置いた構成とし、「子どもの権利擁護の取組みの推進」を第1項目とする。

#### ➤ 児童福祉法

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

- ◆ 世田谷区児童相談所が開設して5年目を迎え、「体制整備」や「緊急対応等」のフェーズから次の段階に移り、「**安定した運営・支援の強化**」「**緊急対応+予防的支援**」に取り組んでいく必要がある。
- ◆ 改正児童福祉法（令和6年4月施行）において、令和6年度より新たに「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設されたことを踏まえ、虐待に至る前の予防的支援を盛り込む。
- ◆ 人材育成・人材確保は、行政（児童相談所・子ども家庭支援センター）、児童福祉施設等、里親含め、社会的養育に携わる者すべての共通の今後の重要課題であることから、1つの項目だてとする。

【国の考え方(都道府県社会的養育推進計画の策定要領(令和6年3月))】

- 令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえた体系を見直すとともに、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。

### 3 計画の構成（案）

| 大項目 |                  | 中項目                                                                                                         |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 | 計画策定にあたって        | 趣旨、位置づけ、計画期間、他計画との関係                                                                                        |
| 第2章 | 世田谷区の状況          |                                                                                                             |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「理念」・「目指すべき姿」</li> <li>・基本的な考え方</li> <li>・推進体制（PDCAサイクル）</li> </ul> |
| 第4章 | 世田谷区における具体的な取り組み | 1 子どもの権利擁護の取組みの <b>推進</b>                                                                                   |
|     |                  | 2 予防型の児童相談行政の <b>推進</b>                                                                                     |
|     |                  | <b>NEW</b><br>3 子育て世帯に対する包括的な支援のための機能強化<br>子ども・若者総合計画との整合を図る                                                |
|     |                  | 4 一時保護児童への支援体制の <b>さらなる強化</b>                                                                               |
|     |                  | 5 <b>パーマネンシー保障に向けた取組みの推進</b>                                                                                |
|     |                  | 6 <b>里親委託等の推進</b>                                                                                           |
|     |                  | 7 <b>児童養護施設等の機能強化</b>                                                                                       |
|     |                  | 8 <b>社会的養護自立支援の推進</b>                                                                                       |
|     |                  | <b>NEW</b><br>9 <b>人材育成・人材確保</b>                                                                            |
| 第5章 | 参考資料             | 見直しにかかる当事者ヒアリングの結果                                                                                          |

### 【中項目見直しの考え方】

社会的養育に携わる支援者にとって、分かりやすい簡潔な言葉で定める。

- 世田谷区がこれまで大きな柱としてきた「子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用」による予防型の児童相談行政の展開について、今後もさらに取組みを推進するべく、「予防型の児童相談行政の構築」から「予防型の児童相談行政の推進」に改める。
- 「こども家庭センター」の設置により、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な運用により、子育てに困難を抱える家庭に対し切れ目なく支援を行うことで、虐待に至る前の予防的支援の取組みを進める。
- 家庭支援事業（6事業）のうち、子ども家庭支援センターケースである要支援家庭・要保護児童を対象とした4事業について盛り込む。
- ヤングケアラー、支援を必要とする妊産婦等への支援について、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の取組みとあわせ、「子育て世帯に対する包括的な支援のための機能強化」の中に盛り込む。
- 一時保護の支援の強化を図るため、「一時保護児童への支援体制の強化」から「一時保護児童への支援体制のさらなる強化」へ  
一時保護委託については、「6 里親委託等の推進」の中でも再掲する。
- 区には、障害児入所施設がないことから、「障害児入所施設の児童への支援の強化」について盛り込む。
- 「母子生活支援施設」については、これまで「予防型の児童相談行政の構築」の項目の中に含まれていたが、「施設の機能強化」の項目の中に盛り込み、ガイドライン（令和4年3月策定）にもとづき、機能強化の取組みを進める。
- 自立支援の対象は、「子ども」だけでなく「若者」も含まれていること、改正児福法（令和6年4月施行）においては、「社会的養護経験者等（被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者も含む）」も支援の対象となることから、「代替養育のもとで育つ子どもたちの自立支援」から「社会的養護自立支援の推進」に改める。

## 3 - 1 【子どもの権利擁護の取組みの推進】の主な方向性

### 【現状の取組み】

- ・子どもに対し、措置の内容等に係る説明を十分に行った上で、子ども自身から聴取した意見を援助方針に反映
- ・措置された子どもに対して、子どもの権利ノートを用いた説明やチラシ配布等、「子どもの権利」に係る周知・啓発を行うとともに、相談への多様なアクセス手段の確保
- ・支援者に対し、子どもの権利擁護に関する研修等を実施

### 【課題】

- ・改正児福法の趣旨を踏まえた、さらなる子どもの権利擁護の取組みの推進
- ・子ども自身が、子どもの権利について十分理解できるようにするとともに、関係者・関係機関の権利擁護に関するさらなる理解醸成を図っていくことが必要

### 【課題解決に向けた視点】

- ・自分の意見を持っていい、話していいという安心感や自己効力感の回復等により、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ようになることが望まれる。
- ・自分の意見を表明する上で使える手段を子ども自身が十分理解できているか。
- ・子どもへの説明・意見聴取にあたっては、子どもの年齢や発達の状況に応じた配慮ができていますか。
- ・支援者に対する研修等を行い、権利擁護についての意識醸成・環境づくりを行う必要がある。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

- 子どもの権利擁護に係る環境整備（意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度等） **改正児福法**
- 子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護の仕組みの周知啓発
- 関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

## 3 - 2 【予防型の児童相談行政の推進】の主な方向性

### 【現状の取組み】

- ・世田谷区の児童相談行政の体制構築（法令基準を上回る職員配置、計画にもとづく効果的な研修の実施、関係機関との連携、第三者評価の受審、児童相談対応業務のICT化）
- ・子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用（住所地域担当制、共通アセスメントシートの作成、合同会議・合同研修の実施、児童虐待通告窓口の一本化）

### 【課題】

- ・人口規模に応じた児童相談所の設置についての検討が必要（人口92万人、児童相談所職員172名 令和5年4月1日現在）【R5一時保護所第三者評価結果】
- ・令和4年度の区の児童虐待相談対応件数は1,683件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所の強化等に向けた取組みが必要
- ・児童相談所職員の更なる専門性向上及び業務効率化
- ・児童相談対応業務へのAI活用のあり方の整理
- ・関係機関とのさらなる連携強化（研修の拡充、学校との連携等）

### 【課題解決に向けた視点】

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所が利用する情報共有システムの充実により要保護児童に係る記録や判断を支援し、一元的な運用を強化する必要がある。
- ・比較的年齢の若い職員や経験の浅い職員が多く、組織の中核を担う中堅以上の職員が少ない状況であるため、係長（SV）や課長にかかる負担が大きくなっていること、職員の経験不足や個々の専門スキルの向上が課題。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

改正児福法

- 児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進（こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の促進、人材育成研修計画の一層の充実、交換研修の実施等）
- 関係機関や地域とのさらなる連携強化の取組みの推進
- 情報共有システムの一元化等の検討、AI等を活用した児童相談対応業務の効率化の検討

## 3 - 3 NEW 【子育て世帯に対する包括的な支援のための機能強化】の主な方向性

### 【現状の取組み】

#### こども家庭センターの設置

改正児福法

子育て世代包括支援センター（健康づくり課）の機能と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）の機能を保健福祉センター内で一体的に運営している現在の体制をもって、「こども家庭センター」として位置づける。（区民に定着がある【子ども家庭支援センター】という名称を引き続き使用する。）

センター長 = 保健福祉センター所長

統括支援員 = 健康づくり課及び子ども家庭支援課の係長級

#### 【母子保健・児童福祉の更なる連携強化に向けた取組み】

- ・リスクアセスメントシートの導入に向けた検討
- ・合同ケース会議
- ・（仮称）母子保健カンファレンス（進行管理）
- ・サポートプランの活用
- ・家庭支援事業の利用勧奨・措置
- ・子ども家庭福祉の専門性強化

#### 支援を必要とする妊産婦等への支援

特定妊婦や支援を必要とする家庭への支援にあたり、母子保健（健康づくり課）と児童福祉（子ども家庭支援課）が連携して取り組んでいる。

母子保健事業の中で特定妊婦や虐待相談として対応すべきケースを把握した場合は、両課の兼務保健師やケースワーカーが密に情報共有をしながら対応している。

【課題】母子保健（健康づくり課）において、支援の必要性を早期に、組織的かつ標準的に把握するとともに、児童福祉（子ども家庭支援課）との共有を図るため、リスクアセスメントシートを活用するなどして、包括的に切れ目なく支援を行う必要がある。

### 子育て短期支援事業

家庭支援事業（拡充）

#### ・子どものショートステイ・赤ちゃんショートステイ

- ・対象となる子ども：区内に在住する0～12歳以下の子ども
- ・事業実施施設：0～1歳：日赤乳児院（渋谷区）  
3カ月～2歳：愛恵会乳児院（町田市）  
2歳～12歳：福音寮（世田谷区上北沢）

H30より要支援家庭を対象としたショートステイを実施し、育児疲れ等により虐待の恐れがある場合に、保護者への支援も合わせて行っている。

子どもショートステイについては、受け皿拡大、施設から遠い地域の家庭への利用促進を図るため、**協力家庭への委託によるショートステイ事業を開始**。（認定済み協力家庭6家庭）

- ・利用日数：1回につき7日以内
- ・利用料：1日3,000円（1泊2日6,000円）

【R5実績】子どもショート 1,037日 ・赤ちゃんショート 378日

【課題】・事業の地域偏在の解消に向け、協力家庭の委託先を増やす必要がある。

- ・ニーズが増している中、事業の目的や支援内容を確実に実施できる新規委託先の確保が困難。

#### ・母子一体型ショートケア

- ・対象者：区内在住の見守りが必要な母子等  
児童相談所・子ども家庭支援センターが支援している家庭のみ（クローズド事業）
- ・事業実施施設：区内母子生活支援施設2施設  
（パルメゾン上北沢、母子生活支援施設かわだ）
- ・利用日数：1回につき原則7日以内（延長可）
- ・利用料：本人負担なし

【R5実績】・4件（母4人、子ども6人） ・合計利用日数 37日

【課題】児童相談所および子ども家庭支援センターへの事業周知を強化し、利用促進を図る必要がある。

## 3 - 3 NEW 【子育て世帯に対する包括的な支援のための機能強化】の主な方向性

### 【現状の取組み】

#### 子育て世帯訪問支援事業

家庭支援事業(新設)

##### 【養育支援等ホームヘルパー訪問事業】 非公開事業

- ・目的：虐待予防や子どもへの養育が困難と認められる家庭の自立支援
- ・対象家庭と利用可能期間：子どもの養育が著しく困難な家庭  
(月12日以内の利用可(1年以内))

##### 【R5実績】

訪問回数：4,111回、訪問世帯数：783世帯

- 【課題】ニーズが増している中、事業の目的や支援内容を確実に実施できる新規委託先の確保が困難。

##### 【学生ボランティア派遣事業】

- ・目的：被虐待児童及び要保護児童(小・中学生)等に大学生・大学院生のボランティアを派遣し、会話や遊び、学習を通して児童の精神的、心理的支援を行うことにより、児童の健全な育成及び自立を支援する。(子ども家庭支援センターのケースワークの一環の事業のため、一般向けPRはしていない)
- ・派遣回数：1回あたり1時間30分(月2回)

【R5実績】訪問回数：180回

#### 児童育成支援拠点事業(子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業)

家庭支援事業(新設)

経済的な理由等で支援を必要とする家庭の子ども(中学生)が、安心した空間で、勉強したり、ご飯を食べたり、自由に過ごすことができる居場所。

- ・実施日時：週5日(月・水・金・土・日)16~21時
- ・実施場所：区内2カ所(2カ所目を令和6年6月下旬に開設予定)
- ・実施内容：居場所、学習支援、生活支援、相談支援

【R5実績】利用登録者数32名、のべ利用者数2618人

- 【課題】・経済的困窮に加え、虐待、保護者の疾患、子どもの不登校や障害等、複合的な困難を抱えている子どもや家庭が多く個別対応が必要なケースが多い。  
・中学卒業後もアフターケアを実施しているが、高校生世代に対する同様の支援ニーズがある。

##### 【課題解決に向けた視点】

- ・不登校や発達障害等により、学校や児童館等での集団になじめず他者とのコミュニケーションに課題を抱えた子どもが多くを占め、マンツーマンで時間をかけて寄り添い、支援をする必要がある。
- ・虐待や養育困難等により、親子関係に課題を抱えている家庭が多くを占め、児童相談所や子ども家庭支援センター等と連携しながら、保護者へきめ細かに対応する必要がある。
- ・子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所を設置する基礎的自治体におけるセーフティネットの強化として二次予防から三次予防の機能を担っている。

【今後の取組みの方向性(案)】職員の人材育成、多機関連携の強化、高校生世代に対する支援の充実

## 3 - 3 **NEW** 【子育て世帯に対する包括的な支援のための機能強化】の主な方向性

### 【現状の取組み】

#### 親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）

- ・内容：怒ったりどなったりせずに子育てをするトレーニング（全7回）
- ・対象家庭：おおむね3歳～小学3年生の子どもの保護者で、子どもとのかかわり方や育て方に悩みや不安がある方（期・期）

【R5実績】12名（期6名、期6名）

#### ヤングケアラーに対する支援

ヤングケアラーとその家族を早期に必要な支援につなげるため、当事者を含め広くヤングケアラーに関する普及啓発を図るとともに、関係機関の横断的連携による支援体制の構築を行う。

#### 【R5実績】

- ・個別研修及びヤングケアラー・若者ケアラー支援シンポジウムの開催  
個別研修7回、シンポジウム参加者数162名
- ・ヤングケアラー普及啓発子ども向けハンドブック等の作成 配布部数 38,685部
- ・ヤングケアラー支援マニュアル作成及び関係機関への共有（電子配布）

#### 【課題】

- ・ヤングケアラー支援に対するさらなる普及啓発及び理解促進
- ・当事者が相談しやすい環境づくり
- ・多機関連携の強化による支援の充実

### 【課題解決に向けた視点】

- ・ヤングケアラーは自分の置かれた状況を客観的に理解し、うまく言葉にすることが難しい可能性があるため、周囲の大人の気づきの感度を上げることが必要である。
- ・ヤングケアラーの心情に十分配慮しながら、子ども向けの普及啓発を推進する必要がある。
- ・子どものライフステージや家族の状況により、必要な支援が変化することから、ヤングケアラーとの定常的な接点を持ち、身近で相談できる環境づくりが求められている。
- ・ヤングケアラーの背景には、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉などの複合的な課題があることから、各分野の支援者がヤングケアラー支援の視点を持ち、より円滑な横断的連携を図る必要がある。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

- ヤングケアラーについての普及啓発の充実
- 支援者及び関係機関向けの研修の充実
- ヤングケアラー等支援基盤強化事業（ヤングケアラーコーディネーター業務及びLINE相談）の実施

## 3 - 4 【一時保護の児童への支援体制のさらなる強化】の主な方向性

### 【現状の取組み】

- ・適切な保護の実施（必要最小限の期間、子どもの状況に応じた適切な援助、原則、区内での保護）
- ・一時保護所の適切な運営（生活環境の整備、質の検証（第三者評価、第三者委員、意見箱、子ども会議の開催等））
- ・一時保護の多様な受け皿の確保（里親、医療機関、一時保護所の相互利用）

### 【課題】

- ・開設当初を大きく上回る保護人数の実績があり、子どもの安全・安心を確保するためにも、一時保護所の定員拡大が必要【R5一時保護所第三者評価結果】
- ・一時保護所の老朽化、建物の使い勝手等も踏まえ、建物や設備面の改善
- ・一時保護委託受入れ可能な里親の確保（短期里親、一時保護専門里親等）
- ・一時保護委託専門施設等の確保

### 【課題解決に向けた視点】

- ・一時保護にあたっては、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則個別対応を基本とし、必要に応じて現籍校への通学が可能となるよう、可能な限り、一時保護可能な里親・ファミリーホーム、一時保護専用施設の確保に努める必要がある。
- ・保護児童の中には不登校の子どもも多く、また、学力と学年が見合っていないこともあるため、個々の子どもの学習能力を見極め学習進度にあわせた指導の充実を図る必要がある。
- ・里親への一時保護を進めるにあたっては、急な対応に里親が戸惑うことがないように、留意事項等を整理し、丁寧な説明を努めること。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

改正児福法

- 一時保護所の適切な運営に向けたさらなる取組み（一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の制定、一時保護所における「学習指導専門員」の配置、建物や設備面の改善等）
- 一時保護の体制整備（乳幼児短期緊急里親、一時保護委託専門施設等の整備に向けた検討）
- 一時保護された子どもの権利擁護に係る取組みの推進

## 3 - 5 【パーマネンシー保障に向けた取組みの推進】の主な方向性

### 【現状の取組み】

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念にもとづき、養育者支援・親子再統合支援等の実施
- ・パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組の促進（家庭裁判所への申し立て支援、新生児委託推進事業、養子縁組里親サロン、制度周知）

### 【課題】

- ・特別養子縁組制度の普及啓発・地域理解に向けた働きかけ（制度周知、血縁関係を前提としない制度構築や地域理解（ex.検診等の近親者欄、出産エピソード等）、育休制度等の柔軟な運用等）

### 【課題解決に向けた視点】

- ・ **支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある。**  
家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合には、代替養育を必要とする子どもに対しては、親族里親・養子縁組里親・養育里親・専門里親・ファミリーホームの中から、子どもの意向や状況を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置の検討を行う。その上で、すでに代替養育されている子どもに対しても、継続して家庭復帰を目指すとともに、親族等による養育や特別養子縁組を検討したケースマネジメントを実施する必要がある。
- ・里親になりたいと思っている人の不安を和らげるためにも、特別養子縁組里親への手厚いサポートがあるという点について、むしろ周知すべき。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実施（継続）
- 親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討 改正児福法
- 特別養子縁組制度の周知啓発及び理解醸成

## 3 - 6 【里親委託等の推進】の主な方向性

### 【現状の取組み】

- ・ 里親制度の普及啓発・地域理解（ラッピング電車、横断幕、里親認定証、イベント、SNS等）
- ・ 里親支援体制の充実（フォスタリング業務の包括委託、チーム養育体制、里親相談体制の充実、研修等による里親の育成）
- ・ 里親委託の推進（里親等委託率 就学前41.1%、学童期以降25.3%【令和5年12月末実績】）

### 【課題】

- ・ 里親委託のさらなる推進（特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児における里親委託の推進）
- ・ 家庭養育優先原則にもとづき、里親委託に取り組んできているが、目標値である里親等委託率（就学前75%、学童期以降50%）に達していない
- ・ 養育家庭（里親）の登録数のさらなる増加
- ・ 多様な里親のあり方の検討
- ・ 未委託家庭に対する養育の機会の拡充
- ・ ケアニーズが高い児童についても里親委託が可能となるよう、専門里親の育成
- ・ 里親制度のさらなる地域理解

里親委託率の考え方をどうするか？

### 【課題解決に向けた視点】

- ・ 国が掲げる里親等委託率の考え方は、令和11年度までに「乳幼児75%以上、学童期以降50%」の実現に向けて、取組みを推進すること。  
ただし、数値目標の設定は、こどもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組みを計画的に進めるためのものであり、個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所による家庭養育優先原則とパーマネンシ 保障の理念を十分に踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるべきものであり、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

- 里親委託のさらなる推進（多様なニーズに対応できる里親の確保）
- 未委託家庭の養育力向上に向けての取組み（協力家庭のショートステイ事業など短時間預かりを活用した養育機会の造成）
- 里親支援体制の一層の充実（里親支援センター） **改正児福法**
- 里親制度の周知啓発及び理解醸成

## 3 - 7 【児童養護施設等の機能強化】の主な方向性

### 【現状の取組み】

- ・ 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進（グループホームの整備による本体定員の引き下げ。4～5人のグループホームの整備の促進）

（ 育成園：本体ユニット（6～7人定員）5ヶ所 + GH（4人定員）6ヶ所  
 福音寮：本体ユニット（6人定員）3ヶ所 + GH（4～5人定員）2ヶ所 + GH（6人定員）5ヶ所 ）

- ・ 地域支援の実施（里親支援業務、子育て短期支援事業（ショートステイ）、児童育成支援拠点事業）

### 【課題】

- ・ 人材確保・人材育成・組織運営上の課題より、さらなる施設の小規模かつ地域分散化、高機能化を進めることが難しくなっている。
- ・ ケアニーズが高い児童、不登校の児童が増えてきており、個別対応ケースや複数の職員での対応が必要になってきている。
- ・ 施設の高機能化・多機能化・機能転換を進めるにあたっては、人材確保・施設整備の課題がある。
- ・ ケアニーズが高い児童に対する支援

### 【課題解決に向けた視点】

- ・ 令和2年度以降、区の施設入所児童は減少傾向にあり、また将来人口推計によると、児童人口の減少が見込まれているが、区に寄せられる児童虐待相談件数は年々増加傾向にある。
- ・ 概ね5年程度で地域分散化及び多機能化、機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定することが求められている。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師等の専門職の即時対応が必要な場合には、生活単位の集合もあり得るとされている。
- ・ 区内2児童養護施設は、これまで小規模かつ地域分散化に着実に取り組んできており、今後、施設で養育が必要な子ども数（見込み）と施設の人員体制等を考慮しながら、計画を策定していく必要がある。
- ・ 施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても重要な役割を担う。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

- 施設の機能強化に向けた取組み（一時保護委託専門施設等の整備に向けた検討、多機能化・機能転換等）
- 施設等入所児童への支援の質の充実

## 3 - 7 【児童養護施設等の機能強化】の主な方向性

母子生活支援施設・障害児入所施設

### 【現状の取組み】

#### < 母子生活支援施設 >

- ・区内母子生活支援施設（区立：パルメゾン上北沢、民立：母子生活支援施設かわだ、ナオミホーム）にて、当事者主体の支援力の向上に向けて、「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン（令和4年3月）」を策定し、ガイドラインに基づき取組みを推進。
- ・当事者主体のソーシャルワーク力の向上に向けた人材育成のために、令和4年度より各施設に、当事者主体支援推進担当職員を配置すると同時に、定期的かつ継続的に研修を実施。
- ・子どもの権利にもとづく子ども支援、母子の生活の安定に向けた母親への支援、母親に対するキャリア形成支援を通じて、入所者に対するインケアを強化。
- ・緊急一時保護事業（区内4室）、母子一体型ショートケア事業（区内2室）等を通じてセーフティネット機能、アフターケアや地域のひとり親家庭等に対する事業（区立施設にて先行）を通じて地域のひとり親家庭支援の拠点機能における支援を充実。

#### < 障害児入所施設 >

- ・20名が、都内・外の障害児入所施設に入所している。

### 【課題】

#### < 母子生活支援施設 >

- ・入所理由として住宅事情や配偶者からの暴力のみならず、母親の心身の不安定や不適切な家庭内環境によるものも多く、家庭の状況を見極め、それぞれの状況に応じ特別な配慮をもって、きめ細かな支援を行う必要がある。
- ・面前DVを含め被虐待児等や発達障害を含む様々な障害、外国にルーツのある子ども等、特別な配慮が必要な子どもが増えてきており、個別対応が必要なケースが増えてきている。
- ・施設で生活する上での制約や施設設備等がひとり親家庭のニーズに合わず、入所率は5割強となっている。
- ・施設の機能強化を進めるにあたっては、人材確保・人材育成・施設整備が必要である。

#### 【課題解決に向けた視点】

##### < 母子生活支援施設 >

- ・母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設である。その特性を生かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで行っていくことが求められている。
- ・DVや虐待被害者への対応としてのシェルター機能を確保しつつ、特定妊婦の受け入れ、地域で生活しているひとり親家庭や、困難を抱えたハイリスクの家庭への支援も、関係機関との連携を強化しながら行っていくことが求められている。

#### 【今後の取組みの方向性(案)】

- 母子生活支援施設の機能強化（小規模化、多機能化、支援の質の維持・向上）
- 障害児入所施設の児童への支援の強化（権利擁護の取組み等）

## 3 - 8 【社会的養護自立支援の推進】の主な方向性

### 【現状の取組み】

- ・せたがや若者フェアスタート事業の段階的拡充
- ・フレンドホーム制度（週末や長期休暇の期間、児童養護施設等にいる子どもを預かる制度）の実施
- ・地域の中で見守られ、慣れ親しんだ地域での生活を維持できるよう、特別な事情等がある場合を除き、区内施設・里親への措置に努めている

### 【課題】

- ・フェアスタート奨学金給付者のうち、約25%が中途退学している実態があり、個々の状況に応じたきめ細かなサポートが必要
- ・退所者等のための相談支援事業の支援の質の向上、関係機関との連携強化

### 【課題解決に向けた視点】

- ・社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）に対する自立支援の強化が求められている。
- ・児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化、事業の実施場所の弾力化が規定されたが、実施にあたっては、職員配置基準や設備基準等が要件で定められており、児童養護施設等で実施する場合、本体施設の定員外・本体施設職員の兼務不可となっているため、人員や設備の体制を整えるのが難しい状況があるのではないか。また、運用にあたっての考え方（援助の必要性、援助の終了時期の判断等）を整理する必要がある。
- ・自立支援のためには、入所児童等のうち、中学校以降といった早い段階から、自立に向けた支援を実施し、必要に応じ、措置延長や児童自立生活援助事業を活用することにより、安定的な生活の場を中長期的に確保した上で、措置解除後の安定した地域生活に移行できるよう支援を行う必要がある。また、社会的養護自立支援拠点事業の活用にあたっては、入所中から児童が同拠点の存在を認識し、職員と繋がりをもつ機会を確保することが必要である。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

- 社会的養護経験者等への自立支援体制の強化（児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援協議会の設置）
- 社会的養護経験者等への相談支援の充実（効果的な居場所のあり方、支援の質の向上等）
- 【社会的養護自立支援拠点事業】
- せたがや若者フェアスタートによる支援（継続）

改正児福法

改正児福法

## 3 - 9 **NEW** 【人材育成・人材確保】の主な方向性

### 【現状の取組み】

#### < 児童相談所（一時保護所含む）・子ども家庭支援センター >

- ・【共通】計画等にもとづく研修の実施
- ・【児相】新任・横転者職員への支援体制として、児童相談所勤務経験がある職員を中心に技術指導を実施し、各SV（係長）が全体の把握や経験者職員を含めた指導を行っている
- ・【児相】弁護士2名（委託）、医師3名（特別職非常勤職員、委託）等の専門職を配置している

#### < 児童養護施設、自立援助ホーム >

- ・OJT、階層別研修、メンター制度の実施
- ・人材確保のための説明会の実施、SNS等の活用
- ・本園施設のフォロー体制

#### < 母子生活支援施設 >

- ・「支援者のガイドライン」の策定
- ・当事者主体支援推進担当の配置

#### < 里親 >

- ・体系にもとづく研修（座学・実習）の実施

### 【課題】

- ・人材の確保、ソーシャルワーク力向上のための人材育成は、社会的養育の支援に携わる者の共通の今後の課題となっている。
- ・ケアニーズが高い児童、不登校の児童が増えてきており、個別対応ケースや複数かつ様々な職種の職員での対応が必要になってきている。

### 【課題解決に向けた視点】

- ・自立支援の幅は特に広く、様々な年齢や属性から人材確保できることが望ましい。
- ・多様で複雑な課題を抱える子育て家庭や児童への支援に対し、心理職等の福祉職（専門職）の担う役割は大きくなっている。

### 【今後の取組みの方向性(案)】

- 人材育成に向けた取組みの推進（こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得促進、人材育成研修計画の一層の充実等）
- 人材確保に向けた取組みの推進（こども家庭福祉の理解促進、魅力・やりがいの情報発信等）